

令和3年度

留学生オリエンテーション



行政書士法人 第一綜合事務所

行政書士 松中 崇晴

A scenic view of a university campus. In the foreground, a paved walkway leads through a row of trees with green and yellowing leaves. To the left is a green lawn. In the background, a modern building with a grid-like facade is visible. The scene is bathed in warm, golden light, suggesting late afternoon or early morning.

留学生の皆さんへ 伝えたいこと

ビザ申請に失敗しないための3つのポイント

01

アルバイトの
制限時間を守る

留学生のアルバイト時間は、**1週間につき28時間以内**と定められています。

たとえ大学での成績が良い場合であっても、アルバイトの制限時間が守られていない場合には、留学ビザの更新や卒業後に行う就労ビザの申請の際に、不許可になってしまう可能性があります。

02

学業に専念する

皆さんが留学ビザを取得している理由は、関西大学で教育を受けるためです。

そのため、成績状況が悪かったり、授業に出席していない場合には、留学ビザの更新が認められない事があります。そのような事態を避けるためにも、学業に専念するようにして下さい。

03

トラブルに
巻き込まれない

近年、留学生が知らず知らずのうちに、犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。

せっかくの留學生活を無駄にしないためにも、甘い誘惑や勧誘は、きっぱりと断るようにして下さい。何かおかしいと感じた場合には誘いにのらず、国際部に相談するようにして下さい。

アルバイトについて

① 事前に資格外活動許可を取得する

留学の在留資格は原則，就労活動が出来ません。

そのため，アルバイトをするためには事前に**入国管理局**で許可を取得することが必要です。

② 週28時間以内の時間制限を守る

アルバイトを2つ掛け持ちしている場合は，**2つのアルバイト先の勤務時間の合計が週28時間以内**でなければなりません。但し，学則で定める休業期間中は，1日8時間以内でのアルバイトが可能です。

アルバイトについて

③ 学業に支障が出ない程度に働く

アルバイトに夢中になりすぎて、**出席率や成績が悪くなった場合、在留期間の更新が出来なくなってしまう恐れがあります。**

④ 学校を休学した場合、資格活動許可を取っていたとしても、アルバイトをすることは出来ません。

留学の在留資格を持っている人がアルバイト出来るのは、**あくまでも大学に通っている場合のみです。**

⑤ 留学の在留期間を更新する場合、一緒に資格外活動許可申請を行う必要があります。

資格外活動許可は、**留学の在留期限内のみ有効なものになります。**

留学生に関するアルバイトの運用が変わりました！

YouTuberとして稼いでいる

これまで

アルバイトの時間＋風適法関連以外
→ その他は制限なし

改定後

①Uber Eats（業務委託や請負）で働く場合

➡ **労働時間が明確でない場合には、
別にアルバイトの許可が必要**

②YouTuberとして広告収入を稼ぐ場合や
ネット販売をする場合

➡ **経営管理へのビザ変更が必要**



日本を出国するとき

① みなし再入国許可

在留期限内に日本を一時的（1年以内）に出国する場合には、再入国EDカードに再入国する予定である旨をチェックして、再入国EDカードを入国審査官に提出しなければなりません。万が一、再入国EDカードを提出せずに出国してしまうと、再入国することができません。

② 再入国許可

1年以上日本を出国する予定がある場合には、事前に入出国在留管理局で再入国許可を取得する必要があります。

万が一、1年以上出国する場合には、国際部へご連絡ください。

■ ■ ■ 在留期間更新許可申請で不許可になりやすいパターン

- ✓ 授業の出席状況や成績が良くない。
- ✓ アルバイトの時間制限を守れていない。
- ✓ 休暇期間以外での海外への出国日数が多い。
- ✓ 日本や海外で法律違反を行ってしまった。
- ✓ 出入国在留管理局へ虚偽の書面を提出した。

関西大学の留学生は当社基本報酬の



d1sogo

30% OFF

行政書士法人 第一総合事務所

d1sogo

お気軽にお問い合わせください



法人名 行政書士法人第一綜合事務所
一般社団法人第一綜合コンサルティング

代表社員 若松 直

所在場所 〒530-0045
大阪市北区天神西町5番17号
アクティ南森町ビル9階

電話番号 06-6360-6363

FAX番号 06-6360-6373

URL <https://dsg.or.jp>

E-mail info@dsg.or.jp



第一綜合事務所
公式Facebookページ

行政書士業務部門

01

各種ビザ申請業務
(就労ビザ, 特定技能ビザ, 配偶者ビザ等)

渉外戸籍に関する業務
(国際結婚, 国際養子縁組, 国際認知, 国際相続等)

対日投資に関する支援業務
(経営管理ビザ, 対日投資コンサルティング等)

外国人材の雇用・管理業務
(外国人雇用の業務監査, 支援業務等)

登録支援業務部門

02

特定技能外国人支援業務

外国人材適正活用コンサルティング業務

各種セミナー, 講演会の企画・運営

国際交流事業・国際協力事業の企画・協力



相談ダイヤル

電話受付時間 平日10:00~19:00
事前予約にて土日のご相談も可能です。

06-6360-6363